

平成29年度第2回大阪府環境審議会水質部会

平成30年1月29日（月）

（午後3時00分 開会）

【事務局（山田主事）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回大阪府環境審議会水質部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めます大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課の山田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は本部会の委員全員にご出席いただいておりますので、ご報告いたします。初めに、お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏、配席図、次に資料1-1「前回部会における質問事項に対する回答について」、続きまして資料1-2「府民意見等の募集結果及び水質部会の見解について（案）」、次に資料1-3「亜鉛の排水基準に係る経過措置について（部会報告案）」、続きまして資料2-1「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）」、資料2-2「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」、資料2-3「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）の主な変更点」、参考資料1として部会の運営要領、参考資料2として前回部会の議事録でございます。皆様、漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたく存じます。岸本部長、お願いいたします。

【岸本部長】 皆様、こんにちは。それでは早速、第2回の大阪府環境審議会水質部会を始めさせていただきたいと思っております。

まず、議事次第に従いまして1つ目の議事から入っていきたくと思いますが、亜鉛の排水基準に係る経過措置についてということで、事務局から、資料1-1、1-2について説明をお願いします。

【事務局（奥野総括主査）】 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課の奥野でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、資料1-1をご覧ください。前回の部会では亜鉛の排水基準に係る経過措置についてご審議いただき、ありがとうございました。その審議の中でご質問いただきました事

項について確認・整理を行った内容となっております。なお、本資料は前回部会で取りまとめた経過措置の案について、パブリックコメントを実施する前に個別に委員の先生方にご確認いただいた内容となっております。

まず、質問の内容ですが、亜鉛の暫定排水基準が適用されている事業場の放流先の河川水域、類型指定状況、事業場排水の河川水への寄与割合についてです。

回答ですが、府域の河川における水生生物保全に係る環境基準の類型指定は、魚類の生息に適したものとされるBOD等の類型がC類型以上の水域について行っています。ご質問いただいた放流先の河川水域や類型指定状況、事業場排水の河川水への寄与割合は、下表のとおりとなっております。なお、事業場排水の河川水への寄与割合は、河川の常時監視結果と事業場排水の測定結果から、河川水と事業場排水の亜鉛の負荷量をそれぞれ算出することで試算しております。その結果は、表の一番右側の列のとおりとなっております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらはパブリックコメントの結果及び水質部会の見解の案です。

前回の部会后、部会として取りまとめていただきました2ページの「亜鉛の排水基準に係る経過措置について(案)」に対して府民意見等を募集しました。パブリックコメントの実施にあたり、報道提供を行うとともに、当課の執務室、府政情報室、ホームページで閲覧ができるよう準備を行い、意見募集を行いました。募集期間は平成29年12月15日(金)から平成30年1月15日(月)まで、電子申請、郵便、ファクシミリにより募集したところ、1件の意見がありました。

意見の概要ですが、「亜鉛めっきの耐食性の向上のために行う六価クロムによる被膜処理において、有害な六価クロムを使用しないようにとのニーズの高まりを受け、かわりに使用せざるを得ないアンモニアの影響で排水処理が困難となる等、さまざまな要因で一般排水基準を超過する場合がある。一般排水基準の達成に向けた今後の対策として、排水処理施設の技術開発の動向を注視し、今まで以上に機器類・維持管理装置の管理徹底を図るとともに汚水発生工程の見直しとチェック体制の強化、担当者の教育等、流出事故の未然防止に努めますので、一般排水基準にかえて暫定排水基準を適用する措置を延長するよう要望します」という内容です。

部会の考え方ですが、まずは暫定排水基準の適用について記載しておりまして、「亜鉛の暫定排水基準が適用される府内事業場の排水実態を確認した結果、一般排水基準の達成率は向上しているものの、排水処理の困難性により直ちに全ての事業場が一般排水基準を継

統的に遵守することは困難であることから、経過措置として、引き続き暫定排水基準を適用することが適当であると考えています」としています。後段では適用期間について述べており、「適用期間については、排水処理等に関する技術開発の動向を踏まえた適切な検討を行うために必要な期間として、平成30年4月1日からの5年間とすることが適当であると考えている」旨まとめさせていただいております。

なお、この考え方につきましては、前回の部会の経過措置案の取りまとめ内容を引用する形で作成させていただいております。

以上についてご審議をお願いいたします。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして質問等はいかがでしょう。よろしいですか。

質問に対する回答につきましてはいろいろと情報を整理いただきまして、ありがとうございます。

類型指定されている箇所が2水域のみということで、それぞれ3.8%、5.7%の寄与率ということですので、現在の平均濃度とかを見ると、濃度に対する割合としてもそれほど高いものじゃないかなと思います。

あと、パブリックコメントにつきましても、ご要望されている内容は、我々が前回審議させていただいて、部会の意見としてある程度まとめた内容、審議の方向性と合致した形になっておりますので、特段今回のパブリックコメントに対して反対というよりは、その方向性をそのまま進めてほしいというご意見かなと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【西村委員】 1点だけよろしいですか。意見の概要を見ると、亜鉛以外のものについて要望を出しているようにも読めましたが、そうではないということで良いですか。

【事務局（奥野総括主査）】 ご質問に対して、実際に意見をいただいた方に直接確認しまして、亜鉛の暫定排水基準に係るご意見ということですか。

【岸本部長】 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。特に部会の意見の方向性とも相違ありませんので、この形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、このパブリックコメント等を踏まえまして、資料1-3につきまして、部会からの報告の案ということで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（奥野総括主査）】 それでは、引き続きまして資料1-3の部会報告の案につ

いて説明させていただきます。

内容につきましては、基本的に前回お示しさせていただきました資料をもとに作成しております。

報告書表紙の裏面の目次をご覧いただきたいと思います。構成ですが、まずは「はじめに」、続きまして1から6、こちらは前回の資料の構成の並びとなっております。最後に「おわりに」でまとめておりました、参考資料として委員名簿、審議経過、諮問文を添付しております。

1ページの「はじめに」ですが、諮問の経過と、大阪府からの諮問を受けて部会で審議してきたこと、本報告が府域の公共用水域における亜鉛の検出状況や事業場の排水実態等を踏まえて審議した結果であることを記載しております。

2ページに「1 亜鉛の性状等」、2ページから4ページにかけて「2 亜鉛に係る環境基準について」、5ページと6ページに「3 亜鉛に係る排水基準について」、7ページと8ページに「4 府域の公共用水域等における亜鉛の測定結果」、9ページから11ページにかけて「5 事業場排水の水質測定結果」、12ページに「亜鉛の排水基準に係る経過措置」をまとめております。前回資料からの文言の統一を図る等、若干の微修正は行っておりますが、内容については基本的に前回資料と同じです。

なお、大きな修正箇所だけを説明させていただきます。11ページで、表11の下に、前回の資料では電気めっき業に属する事業場の排水中に含まれる亜鉛の処理困難性について記載しておりましたが、次の12ページの経過措置の中でも同じ内容を記載しております、内容が重複していましたので、11ページの部分は削除させていただいております。

また、12ページで、パブリックコメントを実施するにあたりまして、委員の先生方からいただいた意見を踏まえて修正しております。具体的には、排水処理の困難性の説明の中の黒いポツの3点目ですが、以前は「酸性排水とアルカリ性排水をあわせて処理するためpHの適切な管理が難しい」という表現とさせていただいておりましたが、排水処理施設流入水のpH変動が大きいため適正な管理が難しいのではないかとのご意見をいただき、そちらのほうが明確になりますので、そういう表現に修正させていただいております。

また、最後の段落の適用期間につきましては、適用開始日が書かれておりませんでしたので、平成30年4月1日からの5年間と追加させていただいております。

13ページですが、「おわりに」で、本部会での審議の結果と、前回の部会でいただいたご意見等も踏まえまして、まとめを記載させていただいております。

14 ページですが、参考資料1として委員名簿、参考資料2として審議経過、11月2日の第1回部会での諮問と審議の内容、また12月15日から1月15日までのパブリックコメントの経過、また、本日の部会の経過を記載させていただいております。

15 ページ、16 ページは諮問文の写しとなっております。

資料1－3の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、部会報告案につきまして質問等はございますか。前回、11月に審議したときからの修正点として何カ所かありましたけれども、11ページのところで重複した記述を削除したところ、12ページの黒ポツ3つ目でpH管理の困難性の説明の部分が変わったというところ、そのあたりが大きなところかと思えます。

たしか前回質問があって、基本的には問題ないと思えますけれども、トラブルでたまに暫定基準を超過してしまい、府が指導に入って発覚した事例がありました。それは現在、定期的に、年に1回か2回程度だったと思いますが、チェックされていますが、その体制について高頻度化するという話は今のところないですね。

【事務局（奥野総括主査）】 そうです。

【事務局（山本課長補佐）】 今のところ確認しておりません。

【岸本部長】 そうですね。逆に事業所は自主検査を当然しておられるわけで、それについての報告は現在どうなっていますか。

【事務局（山本課長補佐）】 事業所が自ら実施する検査につきましては、我々が立ち入りしたときに一緒に報告するようっております。

【岸本部長】 帳簿をチェックするときですね。

【事務局（山本課長補佐）】 はい。書類を確認する形で、こちらから求めて見せていただく。記録して保存する義務までが水質汚濁防止法で規定されており、報告義務はありませんので、その義務の履行状況確認も兼ねて確認しております。

【岸本部長】 わかりました。ありがとうございます。

皆様、いかがでしょうか。特に問題はないですか。よろしいでしょうか。それでは、この部会報告案をもって報告としたいと思います。

なお、お手元に参考資料1「大阪府環境審議会水質部会運営要領」というのがございますけれども、その第4の4、第2の(1)、(3)、(4)に係る部会の決議を審議会の決議とするという規定がございますので、今回の排水基準につきましては(1)に相当する部

分ですので、この部会報告案をもって審議会の報告とさせていただきますことをご了承ください。ありがとうございます。

それでは、2つ目の議事に入りたいと思います。平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということで、資料2-1の諮問をまず受けたいと思います。

【事務局（中西環境管理室長）】 平成30年1月29日。大阪府環境審議会会長石井実様。大阪府知事松井一郎。

平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）。

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、平成30年度における公共用水域及び地下水の水質測定計画を別添案のとおり作成するにあたり、同法第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

【岸本部長】 それでは、議事に入りたいと思いますので、まず、資料2-2及び2-3の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局（安田総括主査）】 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課の安田です。

それでは、平成30年度公共用水域の水質測定計画（案）について、資料2-2及び資料2-3に基づいてご説明させていただきます。

資料2-2は測定計画の案になります。1ページめくっていただきまして、目次の1が公共用水域の水質測定計画、2が地下水質の測定計画、最後、参考資料として公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方をつけております。

まず、公共用水域の水質測定計画について、構成と概要をご説明いたします。

3ページをご覧ください。変更部分は全て網かけをしております。このページには目的や測定地点数等を記載しております。測定地点ですけれども、平成30年度は平成29年度と同じく、河川については100河川139地点で、海域については22地点で水質測定を実施いたします。

続きまして、4ページには水質測定項目と底質測定項目を記載しております。

5ページには環境基準点・準基準点別に測定項目ごとの標準的な測定回数を記載しております。

続きまして、6ページには試料の採取等の方法や測定方法を記載しております。

7ページに河川の水質測定水域区分を示してございまして、8ページから水域区分ごとに測定地点の位置を図示しております。

続きまして15ページをご覧ください。別表1-1ですけれども、大阪府をはじめ近畿地方整備局、政令市合わせて13機関それぞれの測定地点数を記載しております。今回、各機関における測定地点数に変更はございません。

次に、16ページから21ページまでが河川における測定地点ごと、測定項目ごとの測定回数を示した表です。表の左側には河川名、測定地点名等を、表の上側に測定項目名を示しております。表中の数字は平成30年度に測定を実施する回数を示しております。丸で囲んだ数字は数年に1度行うローリング調査の当たり年であることを示しております。丸印に横バーのものはローリング調査地点ですけれども、平成30年度は測定しないことを示しております。そして、測定回数に網かけをしているところが、今回測定回数の見直しを行った箇所です。表の上のほうに凡例を示しておりますけれども、濃い網かけが平成30年度に測定回数を増加させるもの、薄い網かけが減少させるもの、少しわかりにくいんですけども、さらに薄い斜線の網かけがローリング調査による増減です。

22ページ、23ページが海域における測定回数表です。こちらも同じく、網かけしているところが今回の変更部分になります。

続きまして、24ページから26ページにかけて、別表1-3として各項目の測定方法を示しております。

続いて、27ページから29ページに環境基準値及びその評価方法を、30ページから31ページには環境基準の水域類型指定一覧表を示しております。

ここまでが公共用水域の水質測定計画（案）の構成になります。

続きまして、資料2-3で主な変更点についてご説明させていただきます。

公共用水域における主な変更点は、測定回数の変更とその他の2つございます。

まず1の測定回数の変更については、水質等の測定について、効率化及び重点化の基本的な考え方等に基づきまして、過去の検出状況等を確認して、各測定地点における測定回数を増加、継続、もしくは減少させております。

水質測定に関する変更内容は表1-1のとおりです。

表の下のところに具体的な内容を記載しております。まず①LASについて、河川1地点において過去に環境基準値の5分の1以下ではあるが検出例があることから、測定回数を増加し、重点化を図ります。

②ノニルフェノールについて、河川9地点において過去5年間以上、環境基準値以下であることから、測定回数を減少し、効率化を図ります。

③LASについて、河川8地点において過去3年間以上、環境基準値の5分の1以下であることから、測定回数を減少し、効率化を図ります。

④クロロフィルa及びりん酸性りんについて、海域6地点において他の特殊項目の測定回数に合わせて測定回数を減少し、効率化を図ります。

⑤クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレンなど25項目について、過去5検体以上が指針値以下であることから、1地点において測定回数を減少させ、6地点においてローリング調査に移行し、効率化を図ります。

そのほかの変更もありますが、これはローリング調査により増減するものです。

今ご説明した内容について、測定地点ごとに見た測定回数の変更内容を示したものが表1-2になります。河川では24地点において測定回数を減少し、効率化を図っております。1地点において測定回数を増加して重点化を図っております。また、海域では6地点において測定回数を減少し、効率化を図っております。

続きまして、4ページ、底質測定に関する変更内容を表1-3に示しております。

表の下の「具体的には」以下が変更内容です。①総水銀及びPCBについて、河川2地点において過去5年間以上、暫定除去基準の2分の1以下であることから、ローリング調査に移行し、効率化を図ります。底質について、その他はローリング調査による増減によるものです。

今ご説明した内容について、測定地点ごとに見た測定回数の変更内容を示したものが表1-4になります。河川の2地点において測定回数を減少し、効率化を図ります。海域の底質については変更ございません。

2のその他でノルマルヘキサンの抽出物質の測定方法について修正を行っています。

資料2-2の25ページをご覧ください。生活環境項目のノルマルヘキサン抽出物質の測定方法の付表番号が間違っておりましたので、付表14という形で直しております。

公共用水域の変更は以上になります。

【事務局（藪下副主査）】 大阪府環境保全課の藪下でございます。続きまして、地下水質測定計画（案）について、資料2-2及び資料2-3に沿ってご説明いたします。

まず資料2-2の35ページ、地下水質測定計画案をご覧ください。

測定計画の目的、調査の区分、測定地点及び測定機関等について記載しております。変更点は網かけで表示しております。

2の調査の区分は、（1）概況調査、（2）汚染井戸周辺地区調査及び（3）継続監視調

査の3つで構成されております。

(1)の概況調査は、府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する調査で、利水的に重要な地域または汚染の可能性の高い地域等において重点的に調査を行う定点方式と、地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式の2つの方式があります。

(2)汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査で、新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものです。

(3)の継続監視調査は、(2)の汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について、継続的に監視を行うために実施する調査です。

続きまして、3の測定地点ですが、(1)概況調査は75地点で、そのうちアの定点方式は1地点、イのローリング方式は74地点となっております。

(2)継続監視調査は139地点で、平成29年度までの調査結果により終了の要件を満たす可能性のある9地点を含んでおります。

なお、汚染井戸周辺地区調査については、地点数等は設定しておりません。この調査は、概況調査等の結果により基準超過があった場合等に行うため、必要に応じて調査を実施いたします。

次の36、37ページは、測定項目、回数、方法等について記載しております。

次の38ページは、概況調査(定点方式)の測定地区図です。定点方式は大阪府の東部、交野市内に1地区、F-4がございます。

39ページは、概況調査(ローリング方式)の測定地点図です。

次の40ページは、継続監視調査の測定地区図です。

41ページをご覧ください。本計画案における13の測定機関ごとの各調査の測定地点数をまとめてお示ししております。

次の42ページは、概況調査(定点方式)の測定地点一覧表をお示ししております。F-4について白丸印で示しておりますように、鉛や砒素等の測定を行います。

43ページから44ページは、概況調査(ローリング方式)の測定地点一覧表をお示ししております。地点は全て29年度に測定した地点とは異なる地点です。

続きまして、45ページから47ページは、継続監視調査の測定地点一覧表をお示ししております。表中に白丸印以外に、例えば45ページのT-71の高槻市阿武野やT-7

7の枚方市楠葉中之芝等で黒丸印及びハイフンの記載がございます。これは継続監視調査地点の中には数年に1度調査を行うローリング調査で継続監視が行われている地点がございまして、黒丸印は30年度に測定を行うこと、ハイフンは30年度に測定を行わないことを示しております。

また、45ページの真ん中より少し上、T-17の羽曳野市はびきののように、所在地の地区名に網かけをしてアスタリスクをつけている地点が合計で9地点ございます。これらの地点は現在、継続監視を終了するための調査を実施しておりまして、調査の結果、継続監視終了のための要件を満足することになれば、平成29年度で継続監視調査を終了する予定の地点です。

次の48ページ、49ページは、測定方法、環境基準値等一覧表をお示ししております。

以上が地下水質測定計画（案）です。

続きまして、資料2-3で、平成30年度地下水質計画（案）の平成29年度計画からの変更点につきましてご説明いたします。

1. 概況調査につきまして、測定地点数75地点のうち、定点方式の1地点は変更ございません。ローリング方式は平成29年度計画から各測定地点の場所は全て変更しておりますが、測定地点数の合計数は74地点で、変更ございません。

なお、そのうち測定地点数を変更している測定機関は寝屋川市と東大阪市の2機関でございます。表2-1にその変更内容をお示ししております。どちらもローリング方式における平成30年度の割り当て地点数の増減による測定地点数の変更となっております。寝屋川市では、7メッシュを4年間で一巡するように調査されており、1地点、2地点、2地点、2地点と順番に調査をされております。平成30年度の測定地点数は2地点で、平成29年度の1地点から1地点増となります。また、東大阪市では、17地点を3年間で一巡するように調査されており、平成30年度の測定地点数は5地点であり、平成29年度の6地点から1地点減となります。

2. 継続監視調査につきましては、113地区139地点で、平成29年度計画から2地区2地点の減少となっております。この113地区139地点には、今年度までの調査結果により終了の要件を満たす可能性のある8地区9地点を含んでおります。また、測定項目に関して、各地点ごとに定める健康項目と一般項目6項目を測定することとしております。

次に、6ページの表2-2をご覧ください。表2-2は、継続監視調査における各項目

ごとの変更内容をお示ししております。各項目における平成29年度計画と平成30年度計画案における各測定地区数、各測定地点数とそれぞれの変更数、及び一番右側にその変更した理由について記載しております。変更した理由としましては、新規や終了、そして数年に1度調査を行うローリング調査の地点で当該年度が測定を行う年度にあまっているかどうかによる増減が挙げられます。

同じく6ページの表2-3は、継続監視調査における測定項目の変更地点です。新規で追加する地点が堺市のT-218で、平成29年度の概況調査によりVOC汚染が判明したものです。

次に、項目追加はT-204の1地点です。こちらは、T-204から約750メートル離れた事業者井戸において、平成20年度に事業者の自主調査によりベンゼンの汚染が判明したものです。以後、事業者が大阪府に自主調査結果を報告してきたものですが、平成28年度に調査結果の報告を終了したいとの申出があったため、既に大阪府の継続監視調査地点であったT-204で測定項目にベンゼンを追加し、周辺の地下水への影響を把握していきたいというものです。

なお、T-204は事業者井戸から約750メートル離れておりますが、地下水の流向は事業者井戸の下流側であり、事業者井戸のベンゼン濃度が環境基準の約1,000倍と高く、またT-204が使用中の井戸であることから、この地点を代替地点として選定できると判断いたしました。

次に、地点変更が5地点ございまして、これは水量が少なかったり、井戸が廃止されたりしたことにより調査不能となったため、代替できると考えられる地点を選定し、その地点で調査を行うものです。

次に、測定回数の変更については、T-23の1地点です。こちらは、一定期間連続してふっ素の環境基準を満たしておりましたので、平成30年度に継続監視終了調査を実施予定であり、継続監視調査をこれまで年1回実施されていたところ、年2回実施されます。

次のページの終了ですが、平成28年度末で調査を終了した地点は4地点です。こちらは、平成29年度計画において「前年度までの調査結果により終了の要件を満たす可能性のある地点」と記載した地点であり、継続監視調査の終了要件を満たしていたため、平成28年度で継続監視調査を終了いたしました。

次の、平成29年度までの調査結果により終了とする可能性のある地点は9地点で、先ほど申しあげましたとおり、平成29年度の継続監視終了調査を実施中ではありますが、調

査終了の要件を満足していれば終了します。

最後はローリング調査による増減ですが、こちら先ほど少し申し上げましたが、高槻市と枚方市、堺市において数年に1度調査を行うローリング調査で継続監視調査が行われている地点があり、その順番により減少となる地点が2地点、増加となる地点が3地点です。

以上で平成30年度地下水質測定計画（案）及びその変更点の説明を終わらせていただきます。

【事務局（安田総括主査）】 計画（案）の説明は以上ですけれども、最後に、前回、島田委員から、大阪府における地道な常時監視業務をアピールすることも大切であるというご意見を受けまして、本日はまだお示しできないですけれども、現在、常時監視業務の情報発信の資料を作成中です。お忙しいところ申し訳ありませんが、委員の皆様にご意見をいただきまして、それを踏まえて年度内にホームページで情報発信できればと考えております。資料が完成しましたらまたメール等で委員の皆様にお送りさせていただきますので、ご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【岸本部長】 ありがとうございます。

情報発信もぜひ積極的に進めていただきたいと思いますと思いますが、先ほどご説明いただきました公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございますか。

【益田委員】 意見ではなく質問で、河川の測定の回数の変更ですが、例えば資料2-3の3ページにある遠里小野橋ではLASが出ているということで測定回数を増やしている一方で、2ページにある8地点ではLASの測定回数を減少させていて、両方とも過去3年間以上環境基準値の5分の1以下と書いてありますが、遠里小野橋だけ「基準値の5分の1以下ではあるが検出例あり」と書いてあるということは、減少させた8地点は検出されていないということですか。この文章だと、5分の1以下でも検出されていると読めますが。

【事務局（安田総括主査）】 ありがとうございます。

ご質問いただいた点について、資料2-2の56ページに効率化及び重点化のフローを記載しておりますが、生活環境項目については過去5年間の検出状況で効率化ができるところ、ノニルフェノール及びLASについては、※3で記載しておりますように、過去5年間のデータが蓄積するまでの間であっても、過去3年間連続して環境基準値の5分の1

以下であれば測定回数の見直しによる効率化が可能です。

遠里小野橋については、平成29年度の計画をつくるときに、この3年間検出されていないことから、平成28年度の4回から2回に減らされたんですけども、今回改めて検討されまして、遠里小野橋は大和川の最下流であるということ、5分の1以下ではあるんですけども検出されている状況であることから、押さえておいたほうがいい地点だという近畿地方整備局の判断で、平成30年度は4回に増やされております。

その他の大阪府の地点でも、検出されているところはありますけれども、5分の1以下であれば効率化のため見直す方針です。

【益田委員】 つまり、近畿地方整備局の方針で実施するということですね。

【事務局（安田総括主査）】 はい。

【益田委員】 わかりました。測定回数は、負担にさえならなければ多いほうがいいので、それで構わないと思います。

【岸本部長】 そのほか、いかがでしょうか。

これに関連して、効率化及び重点化のルールとして、原則5年だけれども、LASとノニルフェノールは年度が浅いので、3年で判断していますが、来年度が5年目でしたか。

【事務局（安田総括主査）】 大阪府では、ノニルフェノールについては5年分そろっていますので、今回見直しております。LASについては平成30年度が5年目です。

【岸本部長】 つまり、5年分データがそろうようになったら、それ以降は5年で統一されるということですね。

【事務局（安田総括主査）】 そのとおりです。

【岸本部長】 わかりました。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

【益田委員】 もう1つ質問で、資料2-3の6ページ、守口市のT-204ですが、ここの井戸の深さはどれぐらいですか。

【事務局（藪下副主査）】 4.7メートルです。

【益田委員】 750メートル離れているところで4.7メートルだと、遠過ぎてあまりモニタリングには向かないのではないですか。浅い井戸の場合はそんなに遠くまでは行かないので、もし見つけられるのならもっと近い井戸か、もっと深い井戸を探した方がいいと思います。4.7メートルでも行かないことはないと思いますが、750メートルは感覚的にもちょっと遠いなと思います。

【事務局（藪下副主査）】 500メートル圏内で1地点、井戸がありますが、想定される流向の上流側ということで、下流側のほうがいいという判断でこちらの井戸を選定したところです。井戸がほかに見つかるか不安ではありますが、また検討してみたいと思います。

【益田委員】 4、5メートルの深さの井戸だと、帯水層の構造にもよりますが、ほとんどその場所で降った雨だろうと思います。ちなみに、もとの汚染井戸の深さはどれぐらいですか。

【事務局（藪下副主査）】 今は数字を持っておりませんので調べます。

【益田委員】 ベンゼンの場合は井戸の底まで落ちると思うので、井戸の深さよりも上の位置で長距離を移動するのは考えにくい。だから、汚染井戸の深さも移動する距離と関係してくると思うので、そういう視点で監視する井戸を探さないと、せっかくやっても無駄になりかねないと思いました。

【事務局（藪下副主査）】 わかりました。

【岸本部長】 ありがとうございます。

確かに不透水層の上の部分を選定できると一番いいですが、観測のたびに井戸を掘るわけにはいきませんので、より適切な井戸が見つければ、そちらで測定していただければと思います。

そのほかはいかがでしょうか。

あと、45ページから地下水質測定地点のデータが載っていますが、その中で、深度に変更があった地点は井戸が変更になったということでしょうか。

【事務局（藪下副主査）】 井戸深度につきましては、測定が難しいため所有者への聞き取りで把握しているものもあり、今回、最新のデータでこのような数字になっていましたので、変更させていただきました。

【岸本部長】 井戸の深さは所有者の申告に基づいているということですね。

【事務局（藪下副主査）】 そういう井戸が多いです。

【岸本部長】 その申告のときに、年によって1メートルぐらい違ってしまいうわけですね。

【事務局（藪下副主査）】 はい。

【岸本部長】 わかりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

1つ確認ですが、地下水の測定計画で平成29年度末までの間に終了要件を満たした場合は終了する地点が9地点あったと思いますが、今は計画に入っているものの最終的には減少したということがあり得るということですね。

【事務局（藪下副主査）】 そうです。

【岸本部長】 わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。

【島田委員】 コメントです。水質測定のことについて広報されるということですので、ぜひお願いします。細かく丁寧に測定結果を見て、測定回数を増やすということも地道にやっておられて、そのおかげで水質が改善されているということを広報でアピールをお願いします。つい先日、大阪湾のカキがすごくおいしいという記事が新聞に載っていて、結局水質改善のおかげだということが書かれていました。それもアピールするチャンスです。ただ水質が改善されたと一言で書いてありますが、そのためにとても地道な努力をしているということも広報をお願いします。新聞に、大阪湾の水質が改善しているという記事が書かれ、この間は河川のAA類型指定が出たというニュースもありましたし、いろいろなニュースがあるので、それらも含めてぜひお願いします。

【岸本部長】 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。特によろしければ、先ほど測定する井戸について、可能であればより適切な地点を選定いただきたいということがございましたが、もし適切な井戸が見つかった場合はどうでしょうか。

【事務局（谷垣参事）】 測定地点の選定にあたっては、いろいろ検討した結果この地点としておりますので、平成30年度はこれをお願いしたいと考えておりますが、引き続き、我々が見つけられていないようなところを探して、もし見つかりましたら平成31年度以降の測定地点を選定する際に考えたいと思います。

【益田委員】 平成30年度はこの井戸で測定して、もしベンゼンが検出されなかった場合には別の場所を考えるというほうがいいと思います。

【岸本部長】 それでは、平成30年度はこの地点で実施して、検出されなかった場合は、汚染井戸は1,000ppmを超えているという話ですから何もしないわけにはいかないので、より適切な場所を検討いただくという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、公共用水域及び地下水の水質測定計画を部会として報告したいと思います。

なお、こちら大阪府環境審議会水質部会運営要領第2の(4)に相当しますので、こ

の部会の決議をもって審議会からの答申となることをご了承ください。

それでは、議事の3つ目、その他ですが、委員の皆様から何か議題はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

【事務局（西井課長補佐）】 特にございません。

【岸本部長】 特にないようですので、以上をもちまして本日の議事は終了したいと思います。委員の皆様方におかれましては円滑の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

【事務局（山田主事）】 長時間のご審議、ありがとうございました。

では、閉会にあたりまして大阪府環境農林水産部環境管理室長の中西からご挨拶申し上げます。

【事務局（中西環境管理室長）】 環境管理室長の中西でございます。

まず初めに、マイクが不調で委員をはじめご出席の皆様に変な迷惑をおかけいたしましたことをお詫びいたします。

さて、本日2つの案件につきまして熱心にご審議をいただき、答申を取りまとめたいただきました。まことにありがとうございます。

本日いただきましたご答申を踏まえ、まず、亜鉛の排水基準に係る経過措置につきましては、上乘せ条例の改正の進捗を進めてまいります。

あわせて、部会長からもお話がございましたけれども、事業場への立ち入り検査等を通じて排水基準の遵守の徹底の指導に努めてまいりたいと思います。

また、パブリックコメントでご意見がございましたけれども、排水処理が難しいところでは、処理技術の動向の把握についても努めてまいりたいと存じます。

水質測定計画につきましては若干確認が必要なポイントがございますけれども、ご答申いただきました計画に基づきまして適切に常時監視を行っていくのは当然のことですが、委員の先生方からこれまでもお話が出ておりますけれども、このデータの積み重ねは将来にわたって非常に重要なものであると認識しておりまして、本日るるご説明いたしました担当者も、非常に大切な業務をやっているという自負を持ってこの業務にあたっているところでございます。つきましては、水質の常時監視の状況、あるいは重要性について、より広くご理解いただけますように、情報発信につきましても今、取りまとめ中でございますので、またご指導いただきまして、できるだけ広めてまいりたいと存じます。

委員の皆様には今後とも本府の環境行政の推進にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

【事務局（山田主事）】 それでは、これをもちまして平成29年度第2回大阪府環境審議会水質部会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午後4時07分 閉会）